

# 第134回宮崎県都市計画審議会会議録

日時：平成28年7月27日（水）

13：30～15：38

場所：県庁本館2階 講堂

午後 1 時30分開会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第134回宮崎県都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、本日、司会進行をさせていただきます県土整備部都市計画課課長補佐の岩下でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、審議会委員16名中12名の御出席をいただいております。会議開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、まず初めに、当審議会の諮問者でございます知事が御挨拶申し上げるところではございますが、本日、公務で不在のため、知事にかわりまして内田副知事が挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田副知事 副知事の内田でございます。本日は、御多用のところ、都市計画審議会に御参加いただきましたこと、御礼を申し上げたいと思います。

きょうは、区域区分、臨港地区、そして都市計画に関する基本方針、このあたりの御意見を頂戴するとお聞きしております。特に都市計画に関する基本方針は、恐らく人口減少社会にどう対応していくのか、その中でどういうまちづくりをしていくのかというのが一つの大きな柱だと思っておりますが、今の都市計画制度上、人口減少をどう扱うかというのはかなり難しい問題ではないかと思っております。と申しますのも、御存じのとおり、現行都市計画法は昭和43年にできたのですが、これは、大都市にどんどん人が集まってこのまま放っておくと郊外が無秩序に開発されてしまう。それを何とか抑えなくちゃいけないという問題意識のもとにできた制度であります。

人口減少下でどういう制度にするかというのは、国も数年前にかなり議論はしたのですが、実は制度の見直しはできていないということで、現行の課題は人口減少対応けれども、法制度はそれに対応していない。こういう難しいかじ取りを今求められているのではないかと思っております。なかなかすぐに答えが出る話ではないのかもしれませんが、本県においてどんな運用をしていったらいいのか、皆様方のお力添え、またお知恵をおかりできればと思っております。

本日、知事が他の公務のため参れませんので、かわりに知事の挨拶を紹介させていただきます。

第134回宮崎県都市計画審議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから、都市計画行政の推進はもとより、県政全般にわたりまして多大な御支援、御協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

皆様御承知のとおり、4月に発生しました熊本地震は、九州各県に大きな被害をもたらしました。県といたしましては、特に甚大な被害のあった熊本県に対しまして、地震発生直後から救援物資の提供や職員の派遣など、さまざまな支援を行っているところであり、今後とも、隣県として最大限の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

本県におきましても、今後、南海トラフ地震を含め、災害に強い地域づくりが求められております。現在、改定作業を行っております都市計画に関する基本方針におきましても、社会情勢の変化に伴う対応などのほか、地震・津波など、大規模災害への対応についても盛り込むこととしております。今回、その基本方針の改定案がまとまりましたので、本日の議案の審議後に御報告し、御意見を伺いたいと考えております。

さて、本日の議案でございますが、日向市細島港の区域区分並びに臨港地区の変更に関する2件でございます。

細島港につきましては、国際物流ターミナルの供用開始など、物流機能の拡充を図ってきたところでありますが、東九州自動車道の宮崎から北九州までの全線開通や九州中央自動車道の整備促進による交通ネットワークの充実に加え、水深15メートル岸壁が計画されたことなどにより、今後も多くの企業進出が見込まれるなど、東九州の物流拠点としての役割を果たす重要港湾であります。

今回の審議内容は、細島港の岸壁整備のために埋め立てた土地を市街化区域に取り込むために区域区分を変更するもの、さらには、港湾地区内に設ける津波避難施設の整備に伴い臨港地区を変更するものであります。

いずれも重要港湾としての機能を果たす上で必要なものと考えておりますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的なお立場から御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

平成28年7月27日 宮崎県知事 河野俊嗣（代読）

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

引き続きまして、宮崎県都市計画審議会会長で宮崎大学教授の出口様より御挨拶をお願いいたします。

○**出口会長** 皆様、こんにちは。一言御挨拶させていただきます。

御承知のように、都市計画というのは、居住のための機能、経済活動のための機能、文化活動のための機能を、施設としたり、土地に植えつける計画でございます。先ほど内田副知事がおっしゃったように、宮崎県には、少子化あるいは高齢化に伴う人口減、それから知事の御挨拶にありましたように、津波という全国でも厳しい条件が予想されています。そういう中で、特に土地利用の私権を市民、県民の方から少しずついただいて規制をかけたり、あるいは必要な事業を展開したり、バランスの必要な時代になってきているのではないかと思います。今回の議案に対して忌憚のない意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○**事務局** 出口会長、ありがとうございました。

それでは、副知事は公務のためここで退席させていただきます。

(副知事退席)

○**事務局** 審議に入ります前に、審議会委員に移動がございましたので、改めて本日御出席の皆様を御紹介をさせていただきます。

お手元の第134回宮崎県都市計画審議会委員名簿をごらんください。

まず、学識経験者の1号委員の皆様でございます。

宮崎県都市計画審議会の会長であります宮崎大学教授・出口近士委員でございます。

宮崎大学教授・原田隆典委員でございます。

宮崎県建築士会宮崎支部福祉部長・梅田菜保子委員でございます。

宮崎県女性農業委員連絡協議会会長・松原和恵委員でございます。

消費生活アドバイザー・南涼子委員でございます。

次に、宮崎県議会からの2号委員の皆様でございます。

宮崎県県議会議員・日高博之委員でございます。

同じく、田口雄二委員でございます。

井上紀代子委員にありましては、急用のためおくれていらっしゃいます。

次に、宮崎県市町村議会議長代表の4号委員でございます。

宮崎県市議会議長会会長・串間修委員の代理で、宮崎県市議会議長会副会長・上田美利様でございます。

最後に、関係行政機関の5号委員でございます。

国土交通省九州地方整備局長・小平田浩司委員の代理で、宮崎河川国道事務所副所長・

宇都宮泰彦様でございます。

九州農政局長・金丸康夫委員の代理で、九州農政局農村振興部農村計画課課長補佐・太田英理様でございます。

宮崎県警察本部長・野口泰委員の代理で、宮崎県警察本部交通規制課長・中嶋信行様でございます。

次に、本日の審議で使用する資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にお送りいたしました黄土色の議案書並びに、資料3から資料5を御準備いただきたいと思います。

このほかに、本日、机の上に8種類の資料をお配りしております。まず、「会議次第」でございます。「第134回宮崎県都市計画審議会委員名簿」、裏面に座席図を掲載しております。次に「第133回宮崎県都市計画審議会資料」、それから、関係法令をとじ込みました黄色いフラットファイルをお配りしております。次に、資料1として本審議会議案の説明用資料、次に、資料2として「都市計画に関する基本方針の見直しについて」、次に、青色のドッチファイルにとじております現行の都市計画基本方針及びまちづくり基本方針、最後に、資料6として「都市計画区域マスタープランの改定について」となっております。資料1から資料6までについては右上の隅に資料ナンバーが入っております。不足している資料はございませんでしょうか。

なお、黄色と青色のファイルにつきましては、審議会終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ってまいりたいと思います。出口会長、よろしく願いいたします。

**○出口会長** では、座って進行させていただきます。

まず初めに、今回の議事録署名委員を指名させていただきます。

原田委員と日高委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、本日の会議次第について、事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局** お手元にあります会議次第をごらんください。

本日の議事は、一般案件としまして、細島港における同一箇所都市計画変更が2件ございます。議案第1号「日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更」、議案第2号「日向延岡新産業都市計画 臨港地区の変更」、以上につきまして御審議いただき、5分間の休憩の後、報告事項として、都市計画に関する基本方針の見直しに関する事及び、都市計

画区域マスタープランの改定に関することを御報告いたします。

○**出口会長** 今、事務局から説明がありました進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○**出口会長** ありがとうございます。

まず、本日の審議案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** 本日の審議内容について御説明いたします。

先ほど申しましたとおり、一般案件としまして、日向市細島港に関する案件が2件ございます。案件の概略の位置につきましては、議案書の3ページの宮崎県都市計画区域指定図に赤枠で表示しておりますので、御参照ください。また、議案書とは別に、お手元にお配りしております「第134回宮崎県都市計画審議会資料」の2ページ以降に、議案経緯表と議案の新旧対照表を掲載しておりますので、あわせて御参照ください。

以上でございます。

○**出口会長** ありがとうございます。

それでは、これから個別審議に入りたいと思います。議案第1号及び議案第2号については関連がございますので、まとめて審議をお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、関連します議案第1号及び第2号について、一括して説明いたします。

この案件は、日向延岡新産業都市計画区域のうち、日向市細島港における都市計画の変更でありまして、第1号が区域区分の変更、第2号が臨港地区の変更でございます。議案書は4ページから8ページまでとなっておりますので、あわせて御参照ください。

説明でございますが、本来ならば、議案の番号順に第1号から行うところでございますが、両議案の関連がおわかりになりやすいと思いますので、先に議案第2号の臨港地区の変更から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

議案第2号、細島港臨港地区の変更でございます。

まず、臨港地区について簡単に説明いたします。スクリーンをごらんください。

臨港地区と申しますのは、都市計画法で港湾を管理運営するために定める地区とされておりまして、港湾地区を適正に管理する目的で定めるものです。臨港地区内につきましては、港湾法で指定された「分区」に基づき、土地利用の制限などが港湾管理者によって行われることとなります。このことにより、目的の異なる構築物が無秩序に混在することを

防ぎ、適正な港湾管理を行うことができるようになるものです。

なお、分区の種類には、旅客や貨物などを取り扱う商港区や、石油燃料などの危険物を取り扱う保安港区、緑地や厚生施設の整備を行う修景厚生港区などがございます。この分区を都市計画区域内において指定するためには、臨港地区として都市計画決定する必要があるため、本審議会の議案として挙げさせていただいております。

また、臨港地区の指定に係る手続につきましては、港湾管理者の申し出た計画に沿って都市計画に定めることとされております。したがって、今回の臨港地区の変更は、港湾管理者である県におきまして、港湾審議会の審議を経て決定しました港湾計画に沿って、都市計画の手続を行うものでございます。

スクリーンの右手には、現在県内にある7カ所の臨港地区の位置図を示しております。この案件は、このうち日向市にあります細島港に係る案件でございます。

それでは、臨港地区の変更の内容につきまして御説明いたします。議案書では7ページから8ページでございます。

スクリーンに、今回変更を行います細島港周辺の地図を示しております。周辺の交通網といたしましては、JR日豊本線、国道10号、主要地方道日知屋財光寺線がございます。今回変更を予定しております箇所が赤丸で囲まれた部分になりますので、拡大した航空写真を表示しております。参考として左側に航空写真を映しておりますので、あわせてご覧ください。こちらの図は、臨港地区の変更を行う箇所を赤い色で示しています。

それでは、具体的な変更内容を御説明させていただきます。

こちらは、細島港周辺の都市計画図でございます。現在の細島港臨港地区の範囲につきましては、画面で緑のハッチで示しておりますとおりでございます。約276ヘクタールが定められております。今回の変更は、図面上で赤く塗り潰している区域の約2.2ヘクタールを新たに臨港地区に指定するものであります。

理由についてそれぞれ説明いたします。

まず、1～3の区域におきましては、現在の埠頭と一体的に都市的な土地利用をする港湾施設として管理運営するために臨港地区に指定するものであります。なお、1、2の区域につきましては公共岸壁として、3の区域につきましては公共物揚げ場として整備されています。次に、4、5の区域については津波避難施設でありまして、周辺の臨港地区と一体的に都市的な土地利用をする港湾施設として管理運営するために臨港地区に指定するものであります。なお、この施設については、隣接する臨港地区の就労者等が利用するも

のであり、避難を行う際に停留できる避難所基地としての機能を果たす修景厚生港区に指定される予定であります。

続きまして、今回指定される臨港地区の分区について御説明させていただきます。

先ほどと同様に、細島港周辺の都市計画図を示しています。そして、こちらは、港湾計画で定めております現在の分区指定図となります。分区につきましては、臨港地区の決定と同時に告示を行う予定です。今回指定が予定されます臨港地区の分区については次のようになっており、2、3については商港区として指定する予定であり、52.6ヘクタールから1.6ヘクタール増えて54.2ヘクタールに、1については、保安港区として7.4ヘクタールから0.2ヘクタール増えて7.6ヘクタールに、4、5については、修景厚生港区として新たに0.4ヘクタールを指定する予定であります。

以上が、議案第2号の臨港地区の変更の説明でございます。

続きまして、前後しますが、議案第1号「日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更」につきまして説明いたします。

まず、区域区分が何かということについて概念図を用いて御説明させていただきます。スクリーンをごらんください。

まず、都市計画区域というものに関して、都市計画区域の存在する市町については、大きく2つに、都市計画区域と都市計画区域外に分けられます。都市計画区域とは、一体の都市としての総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定するものであります。この都市計画区域が、計画的に市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に分けられています。この市街化区域と市街化調整区域を分けるものが、今回変更を予定しております区域区分であります。この区域区分は、都市計画区域全部に存在するものではなく、宮崎県では、宮崎広域都市計画区域と日向延岡新産業都市計画区域の2カ所のみで定められております。

ここで、区域区分をわかりやすく図示したのを見ていただきたいと思います。左側に都市計画図、右側に都市計画図とほぼ同一の航空写真を示しております。なお、市街化区域については、青や黄色、緑色などの色がついている区域でございます、それぞれの色に応じて、市街化を行う際に建物用途の制限、いわゆる用途地域が設定されております。また、色のついていない土地、白い部分が市街化を抑制する市街化調整区域であります。

都市計画区域図において青い点線で示している線が区域区分の線であります。同様に、航空写真における青い点線で示している線が区域区分の線であり、計画的に市街化を図る



区域と抑制する区域が明確に分かれていることがわかります。

それでは、今回変更を予定しております箇所について御説明させていただきます。

スクリーンに示しておりますのは、先ほどの細島港周辺の都市計画図でございます。この図ですと、都市計画区域区分のラインは青の点線で示した線になります。今回の変更でございますが、先ほどの臨港地区の議案説明で触れました赤く示しております区域であります。都市的な土地利用をする計画でありますことから、今回、市街化区域に編入するものであります。なお、先ほど説明させていただきました臨港地区の指定を予定しております緑色で示された区域につきましては、もともと市街化区域であるため、区域区分の変更はございません。

以上が第1号議案の説明であります。1号、2号の両議案が都市計画決定されることによりまして、港湾として適切な土地利用が行われることとなり、港湾機能の増進につながるものと考えております。

なお、今後の手続の流れとしましては、本日の審議会です承をいただいた後、区域区分の変更について国との本協議を行い、区域区分、臨港地区、分区指定の変更を10月に行う予定としております。

最後に、両案件につきましては、平成28年6月2日から6月16日までの2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、本案件に対して日向市から、異存のない旨の回答をいただいております。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。

○出口会長 ありがとうございます。

議案第1号、議案第2号、相互に関連していますので、どちらからでも結構だと思います。御意見、コメントがありましたら、よろしく願いいたします。

○A委員 要するに県の土地になるということですか。

○事務局 底地としては国有地と県有地がございます。津波避難施設のところが県有地になります。

○A委員 港湾のほうは国有地ということになるんですか。

○事務局 ほかの部分は県有地と国有地がまざっている状態です。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

防災施設等も含まれています。ここの地区はシビアなところだと思いますので、第1号議案及び第2号議案は原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**出口会長** 異議なしということですので、議案第1号及び議案第2号は原案どおりいたします。

○**事務局** 審議が終わりましたので、ここで5分間休憩を入れさせていただきます。再開は2時5分ということですのでよろしゅうございますか。

なお、傍聴の方にはこの時間に退室できますけれども、次の報告事項が始まりましたら再入場できなくなりますので、お気をつけください。

それでは、2時5分まで休憩させていただきます。

午後1時57分休憩

午後2時05分再開

○**事務局** 時間になりましたので、再開させていただきます。

出口会長、よろしくお願いいたします。

○**出口会長** では、次に、「都市計画に関する基本方針」等の見直しについて、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** それでは、報告事項としまして、都市計画に関する基本方針の見直しの説明を約30分、都市計画区域マスタープランの改定について約10分、御説明いたします。それぞれの説明が終わりましたら質疑応答となります。長時間の御説明となりますが、御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、基本方針の改定の概要について、事務局から説明させていただきます。

まず、パワーポイントで説明し、その後に改定案の冊子について説明させていただきます。前方のスクリーンをごらんください。

まずは、改定の背景について説明させていただきます。前回も説明いたしましたが、今回から委員になっていただいた方もいらっしゃいますので、改めて説明させていただきます。

「都市計画に関する基本方針」につきましては、平成12年の都市計画法の改正に伴い、県全体の基本的な考え方を示すものとして平成16年5月に策定しております。その後、大規模商業施設や中心市街地関連の平成18年のまちづくり三法改正を受け、平成20年3月に宮崎県まちづくり基本方針を策定しております。その後、平成23年3月の東日本大震災を契機として、平成23年12月には津波防災地域づくりに関する法律が策定され、平成25年12月には南海トラフ特措法が改正されましたことから、防災・減災の観点から都市づくりの

方向性を示す必要が生じております。また、平成26年5月には、人口減少・超高齢社会に適切に対応するため、都市再生特別措置法が改正されたことから、都市計画と交通計画との連携強化など、国では、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推奨しているところであります。

今回、これらの法整備による考え方を踏まえた内容に追加するとともに、これまで都市計画に関する基本方針を補完してきたまちづくり基本方針をおおむね包含する形で都市計画に関する基本方針の見直しを行います。

次に、都市計画に関する基本方針等の構造、位置関係について御説明いたします。

最上段の緑色の枠内に示しています「都市計画に関する基本方針」があります。そして、これに即する形で、この下に都市計画区域ごとに定める「都市計画区域マスタープラン」がありまして、都市計画に関する基本方針と都市計画区域マスタープランは、県が策定することとなっております。また、都市計画区域マスタープランの下には、同様に、これに即する形で市町マスタープランがあり、これは市町が策定することとなっております。

次に、都市計画に関する基本方針等の位置づけを少し詳しく御説明します。

まず、位置づけについてですが、都市計画に関する基本方針は、おおむね20年後を目標とする都市づくりの方向性を定めたものでありまして、もともと平成12年の都市計画法の改正によりまして、県が都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを定めることが法に定められたため、県全体の方針として都市計画に関する基本方針を策定し、それに即した形で、県内18の都市計画区域において同時期に都市計画区域マスタープランを策定しております。

その後、まちづくり三法改正を受け、都市計画に関する基本方針を補完するものとして宮崎県まちづくり基本方針を策定し、これを受けまして、平成23年から24年にかけて区域マスタープランを改定しております。

先ほど、まちづくりの基本方針を都市計画に関する基本方針におおむね包含すると申しましたが、その取り扱いの方向性について御説明しておきたいと思っております。

これは、まちづくり基本方針の構成になりますが、第Ⅰ章から第Ⅱ章は、現状と課題など、その他策定・改定時期に合わせた内容となり、第Ⅲ章は、目指す都市づくりとして改定前の基本方針の内容と変わりませんので、今回の改定案におおむね包含されるイメージになります。第Ⅳ章に、主に大規模集客施設の規制を記述した本県の目指す都市づくりを推進するための基本方針、第Ⅴ章に、本県の中心市街地の活性化を推進するための基本方

針が示されております。この2つの章の内容の一部につきましては、今回の基本方針にその方向性を踏襲した方針を記載し、さらに手続的な記述につきましては、ガイドラインとして別途作成することとしています。

次に、今後のスケジュールについて説明します。

本日の審議会の御意見を踏まえて改定の原案を作成し、パブリックコメントを行い、その結果については改めてこの審議会で御報告させていただいた上で、来年2月の県議会に上程し、議決を受けて改定という流れになります。また、後ほど説明させていただきますが、区域マスタープランにつきましても改定作業中でありますので、こちらの手続・審議も進めさせていただきます、区域マスタープランにつきましては、平成29年度中に改定する予定です。

次に、改定の進捗状況について御説明します。

都市計画に関する基本方針の改定に当たりましては、御承知のように、都市計画審議会の下部組織として専門委員会を設置し、御議論いただいておりますが、現在までに5回開催し、先日の5回目では今回の改定案の内容について審議しました。また、県庁内の関係各課との連絡調整会議や市町担当者や土木事務所などで構成される地域作業部会におきましても、意見交換を行いながら、本年度は意見照会も行っているところであります。

次に、前回の審議会での御意見、あわせて今回御報告させていただく改定案に対する専門委員会からの御意見について、主なものを今から御説明します。

御意見を踏まえた基本方針改定案の記述の内容につきましては、基本方針改定案の全体説明の流れの中で説明させていただきますが、参考に、改定案に記載しているページ、行番号を右上に記載しております。

まずは、前回の都市計画審議会の御意見ですが、災害リスクが高い地域のまちづくりにおいて、安全な地域に誘導するという案をお見せしたところ、「生活の場所を本当に移せるのか」という御意見がありました。また、「長期的に市街化調整区域を市街化区域に移行することを組み込めないか」という御意見をいただいております。また、「既存不適格建造物の解消、災害時に機能するライフライン、燃料等の供給システム、災害時のバックアップ都市の整備について、基本方針の中に記述したほうがよい」という御意見をいただいております。さらに、「専門委員会の中で具体的な交通ネットワークを検討してほしい」という御意見をいただいております。

次に、先日開催しました第5回専門委員会では、本日提示しております改定案の冊子な

どを審議していただきました。中心市街地について、商店街、商業がメインの記載をしていたのですが、日南市油津の取り組みなどから、「中心市街地は、交通の便やさまざまな機能が集約し便利な場所になっていることから、働く場所になり、集まって話ができる場所など、多様な機能が必要」という御意見がありました。また、「まちなかが経済を引っ張るような視点が必要」という御意見や、防災に関する記述のうち、後方支援拠点については、「具体的に拠点や緊急輸送道路の計画を示すべきでは」という御意見などをいただきました。また、審議会の御意見から、交通ネットワークの具体的な例示を行ったところ、「今後は自動運転もあり、ドローンでの宅配など、必ずしも公共交通というものではないため、表現を工夫してはどうか」という御意見や、まちなかの安全を考慮し、商店街等の内側に車が入らないようなイメージを提示したところ、「福祉車両などは通行する必要がある」という御意見などをいただきました。

こういった御意見を踏まえ、基本方針の改定案を作成しました。

スライドの説明は以上で終わらせていただきます。

次に、A3判の資料3について説明させていただきます。これは基本方針の構成案になります。目次の詳細なものであり、各章のそれぞれの項目を記載しております。右上の凡例に記載しておりますが、赤文字になっている項目が、これまでの基本方針には記載がなく、今回追加した部分になり、緑文字の項目は、項目名などを修正した部分になります。また、青地で白文字で表示している部分の章や項目については、まちづくり基本方針にも記載していましたが、まちづくり基本方針の内容を継承し、より具体的な形で今回の基本方針に記載しております。

次に、同じくA3判の資料4をごらんください。こちらは、改定する項目の概要について取りまとめております。先ほどの資料と同様に凡例を記載し、赤文字が追加した項目、緑文字が修正した項目となります。右下に第5章の項目を記載していますが、(1)と(5)が今回の改定ポイントであります人口減少と防災に関する記述になります。この資料は前回お渡ししていましたが、若干修正しましたので、最新のものをお渡ししています。

内容については、改定案の冊子を用意しておりますので、そちらで説明させていただきます。

続きまして、基本方針の改定案の冊子について御説明させていただきます。お手元の資料5をごらんください。

まず、表紙をめくって裏面をごらんください。目次になります。先ほど説明しました基

本方針の構成案のと通りの構成となっており、第1章は「基本方針の位置づけ」ですが、改定の背景を追加したような内容となっております。第2章は「宮崎県を取り巻く環境」となっており、第3章は「宮崎県の都市計画の現状と課題」、第4章は「宮崎県の目指す都市づくり」になります。最後に第5章が、最も大事な部分である基本方針の内容となっております。

説明につきましては、時間の制限がありますので、第1章から第3章までは省略させていただきます、第4章と第5章のうち、平成16年の基本方針からの主な変更点について御説明させていただきますので、御不明な点などはこの後に質問などをしていただければと思います。

それでは、40ページをお開きください。今回の説明用にページの左側に行の番号を振っております。何行目という説明をさせていただいた際には、左側の番号の行を見ていただくようお願いいたします。

では、第4章の説明をさせていただきます。

この章は、本県の目指す都市づくりを記載しています。右の41ページをごらんください。宮崎県の目指す都市づくりにつきましては、「豊かな自然環境と共生する、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、県土の発展につなげていくことを目指します」と示しています。基本的な都市づくりに関する方向性は大きく変わっていませんので、改定前の記述から変えていませんが、今回、「人口減少下でも」というキーワードを追加させていただいております。

49ページをお開きください。ここからが都市計画に関する基本方針の第5章になります。さらに、52ページをお開きください。これまでに記述しています現状と課題を踏まえ、第4章で示しました宮崎県の目指す都市づくりに向けた各項目ごとの基本的な方向性を記載しています。県全域の基本方針としましては、まずは、人口減少などさまざまな課題に対する方針を、1. 長期的な都市づくりの基本方針として示しています。今回の改定では、60ページ目までが長期的な都市づくりに関して追加する部分になります。前回の都市計画審議会において説明させていただいた内容ですが、今回の改定案で記載しています方針の文章も見ていただきながら説明させていただきます。

キーワードとしましては、53ページの中ほどにあります「人のまとまり」、「安全なまとまり」、「まとまりの核」をつなぐとなりますが、順を追って説明します。

まずは概念図としての御説明をさせていただきます。52ページの四角の点線で囲って

る部分を見てください。薄い緑で囲っている円の全体が一つの市や町をイメージしていると考えてください。グレーの線は道路をあらわし、鉄道が通っているイメージです。幾つかの円がございしますが、この大きさは地域の大きさを示しております。また、この円は同心円になっており、段が多く、黄色からオレンジになるほど人口密度が高いことをあらわしています。また、自然災害リスクの高い地域もございしますので、その地域を青い点線で囲っております。その上の、概念図が3つ横に並んでいる部分を見ていただき、一番左側が現在を示す概念図としまして、このまま何の手だてもしなかった場合、人口減少に伴いまして、左から2番目の概念図から3番目の概念図のように、人口が集中している地域の広さは変わらないか大きくなって人口密度が低くなっていくこととなります。

こういった人口減少や高齢化を踏まえた国の方針としましては、コンパクト・プラス・ネットワークということで、できるだけ町を集約して、これらの町を公共交通ネットワークで結びましょうという方針であり、基本的には宮崎県も同様の方向性になります。検討に当たっては、専門委員会からの「コンパクト化という言葉がわかりにくい」などの御意見を踏まえ、人口減少しても各種サービスや公共交通を維持する状況をつくり出すためには、人を集めるということが必要条件となりますので、「人のまとまり」をつくっていくことをキーワードとして表現してはどうかと考えました。

55ページをお開きください。人を集めるためにはその仕組みを考える必要がありますが、人が集まる拠点となる部分を「核」として表現しておりまして、人を集める商業施設や働く場所、歩いていける場所には医療や子育て、介護などの福祉施設、そういった機能を集約し、求心力を高めていきたいと考えました。また、「まとまり」も大きさまぎまであり、中心市街地のような大きなものから、郊外の住宅団地、また、田園や山々に囲まれた小規模な集落などもありますので、求められる核としての規模や機能も多様なものとなります。

例えば、中心市街地などの大きなまとまりの核の要素としましては、黄色の枠の中に例示しておりますが、大型商業施設や就業の場としての業務施設、医療、行政施設などが考えられます。なお、この例示している施設につきましては、専門委員会の「にぎわいのある中心市街地は、物販だけではなく、働く場所など多様な機能が必要」、「まちなかが経済を引っ張る」という御指摘から、内容を見直しております。また、住宅団地などのまとまりの核としましては、薄い緑色の部分を見ていただきますと、スーパーや個人病院などが考えられます。郊外の集落の核としましては、薄い灰色の部分を見ていただきますと、個人商店や診療所などが考えられます。

こういった利便施設や仕事の間など、既存の商店街、空き店舗なども活用しながら、にぎわいを感じる場所、都市機能を集約していったらどうかと考えたところです。例えば、宮崎市ではIT企業が既存の店舗の一部を活用したり、日南市の油津では空き店舗などを活用してカフェやIT企業を誘致したりしています。

戻りまして、左側の54ページをごらんください。17行目から31行目、b) 歩いて楽しいまちづくりに関する内容につきましても、専門委員会からの御意見を踏まえ、商業主体の内容とならないよう、地域が主体となったにぎわいの創出など、さまざまな観点からプラスアルファの魅力を反映させていただいたところです。

次に、58ページをお開きください。「まとまりの核」をつなぐ、つまり交通ネットワークの構築について御説明いたします。安全なまとまりについては後ほど説明します。

「核」、すなわち都市に求められる機能は多様なものになりますが、全てのまとまりに全ての都市的機能を配置することはできませんので、近隣のまとまりとの間で機能を互いに補完するために、まとまりの核と核を結び、ネットワーク化していくことが必要です。

交通ネットワークにつきましては、前回の審議会での御意見を踏まえ、専門委員会にネットワークのイメージ図を提示させていただいています。58ページの図と59ページの上の図をごらんください。交通ネットワークとして、路線バスや鉄道などの公共交通機関を結ぶ機能を交通結節点と呼んでおりますが、この機能の強化や、バリアフリーなどの対応によりその利便性が向上し、地域によりましては、路線バスが無理でもコミュニティバスやデマンド型タクシーなど、さらには公共交通網を補完する形でまとまり間の幹線道路を活用するなど、それぞれのまとまりを交通ネットワークでつなぐということで、「まとまりの核」をつなぐとしております。

次に、59ページの下側のイメージ図を見ていただきますと、先日の専門委員会での御意見を踏まえまして、赤い円で示しています徒歩が中心のエリアでも、福祉車両など必要な車が入るイメージを反映した内容としております。また、58ページの記述の内容も表現を見直し、さまざまな方向性が考えられるよう、総合的な交通ネットワークを検討していくこととしています。

次に、少し戻りまして57ページをお開きください。ここからは、防災的な観点から、「安全なまとまり」をつくるということについて、先ほどと同様に概念図を使って御説明いたします。

下の概念図のうち、左上の図をごらんください。自然災害のリスクの高い地域において



は、第1段階の短期的な取り組みとしまして、ハザードマップの周知や自主防災組織の活性化など、地域の防災力の強化が必要です。次に、右側の概念図をごらんいただき、第2段階の中期的には、避難経路や避難場所の確保、あるいは堤防工事などリスク軽減のためのハード整備が必要です。そして、その下の概念図ですが、第3段階の将来的には、人口分布の動向を見ながら、安全な地域への誘導を図っていくことを目指すことが必要となるのではないのでしょうか。

なお、前回の審議会で、「将来的に町を移すとした場合、移転先の生活を考えると本当にいいのだろうか」という御意見がありました。57ページの2行目から7行目の記述のとおり、将来的には安全な地域への誘導という方向性を示しながら、現在の市街地の災害に強いまちづくりにつきましては、住民の社会的合意を踏まえて、市町とも連携しながら、長期的な課題として検討していくという方向性としております。

60ページをお開きください。再度概念図になりますが、下の図をごらんください。これまでの説明を含め、これからの都市像をまとめますと、良好な「核」を形成し、「人のまとまり」をつくる、そして、防災的観点からは「安全なまとまり」をつくる、さらには、大小さまざまに多様な機能を持つそれぞれの核が機能を補完できるネットワーク形成を目指すことを「まとまりの核」をつなぐと表現し、安全で快適な都市を目指していくこととしています。

次に、63ページをお開きください。こちらは、今回追加しました都市計画区域や区域区分に関する記述についてです。追加ではございますが、これまで区域マスタープランに記載していた内容等を基本方針の中にも記載したものです。22行目から25行目に、区域区分については基本的に継続しますとしております。前回の審議会におきまして、「市街化調整区域を市街化区域に移行することを記載してはどうか」という御意見がありました。市街化区域を大幅に増やすことは、人口が減少していることから非常に困難です。また、現在の法制度上、現時点で市街化していない調整区域を市街化区域に見直すことはできなくなっています。そのほか、市街化区域を拡大した場合、公共施設などの財政負担が大きくなり、公共交通サービスも広範囲になるなど、さまざまな影響があることから、基本方針の中に記載することは困難でしたので、このような記述としております。

次に、64ページをごらんください。まちづくりの基本方針に記載していましたが、中心市街地に関する記述になります。40行目から次のページにかけて、まちづくり基本方針に記載のある内容を継承し、詳細な部分や手続的な部分についてはガイドラインに示すことを記

載しています。

68ページをお開きください。同じく、まちづくり基本方針に記載していましたが大規模集客施設に関する考え方、公共公益施設に関する考え方になります。制限するものは大規模なものになりますが、まちづくり基本方針と同様に、まちなかに集約していく方向性を継承しております。

76ページをお開きください。この部分からは、防災都市づくりに関する基本方針としてまとめております。まず、(1)として、災害全般に関する内容をまとめております。方向性として、想定外を想定した対応が必要になった現代、消防・警察など公の機関による公助だけでは限界があることから、自助・共助の取り組みが重要であることを記載し、24行目以降の2)に、県民防災力の向上として、さまざまなソフト対策により県民防災力、つまり自助・共助の充実強化をしていくことを記載しています。

77ページをごらんください。4行目から21行目になりますが、前回の審議会の御意見として、災害発生時のライフライン、燃料等エネルギー供給に関すること、バックアップ都市に関する御意見があったことから、内容を補強しました。また、14行目からの広域的な後方支援に関する内容につきましては、先日の専門委員会で、「具体的な拠点、緊急輸送道路の場所などを示したほうがよいのではないか」という御意見がありました。具体的な拠点や緊急輸送道路につきましては、3月に策定しました「南海トラフ関連の応急対策活動に関する計画」や地域防災計画などに示されておりますので、基本方針の記述につきましては、地域防災計画と整合を図りながら、機能強化等を推進することとして反映しております。

78ページをお開きください。(2)地震・津波についてであります。1)地震・津波災害に強いまちづくりに向けてとして、被害想定している最大クラスの地震・津波に対しての基本的な考え方ですが、強い揺れに対してけがも含めて人的被害を軽減するため、また熊本地震もありましたので、まずは家屋が倒壊しないよう耐震化を進めること、次に、最大クラスの津波に対しては、何としてでも人命を守るという考え方で、円滑かつ迅速な避難行動がとれるようにソフト・ハード対策を進めることを記載しています。なお、20行目から21行目の記述につきましては、前回の審議会で御意見がありました既存不適格構造物についての御意見に対しまして、行政など災害応急対策活動の拠点となる施設の耐震化ということで反映しております。このほか、道路や下水道の耐震化等については別途それぞれ記載しています。

79ページをごらんください。1行目から土地利用の考え方を記載していますが、避難施設が近くに整備できないなどの問題がある場合、慎重に検討していく必要があること、また、災害時の要配慮者など、福祉施設、病院等につきましては、高台移転も含めてそれぞれ避難対策を進めていくことが望ましいことを記載しています。

以上、駆け足で主な改定内容について説明させていただきました。これまで議論させていただいたことをできる限り反映した形でまとめたつもりでございますが、さらにさまざまな御意見をいただければと思っております。

**○出口会長** 今、基本方針の見直しについて説明がありましたが、御質問、御意見等をよろしく願います。

**○A委員** 私は、20年来、防災は都市計画の中に入れてほうが良いと言ってきた、やっと法律が決まって、防災のものがかなり都市計画の中に入ってきたことは評価できると思います。基本方針だから仕方ない部分はあると思いますが、例えば、今までこういう都市計画の基本方針をつくってきた、市町村や経済界がここをこうしたいというときに、この基本方針が障害になってうまくいかなかったということはあるのでしょうか。今まで基本方針を決める中で、そういう審議というのは宮崎県の歴史の中であったのかどうかお聞きしたい。

**○事務局** この基本方針を県が定めたために、例えば市のほうがマスタープラン等を定める際に障害はなかったかということによろしいですか。今回の方針は、あくまでも県の全体的な方向をうたっているところもございまして、細かな市町の実情を全て反映し切っているかと言われると、そうっていない部分ももしかしたらあったかもしれません。具体的な支障があったという話は把握していませんが、もしかしたら、市町におろしたときにつくりにくい部分はこれまであったかもしれないと考えております。

ただ、今回は、こういう形で作り上げていく過程において、地域作業部会の中で市町の職員にも入っていただいて意見を伺いながら作り上げてきたところでございます。

**○A委員** ここでする話ではないのかもしれませんが、なぜ宮崎は経済発展ができないのかというのは、基本的に僕の頭の中であって、最低賃金も含め、雇用も含め、多分全国最下位に近いのがずっと続いている。何が原因かというのはよくわからなくて、こういう基本的な考え方とか総合計画とかそういうところに何か問題があるのか、どこに問題があるのかという趣旨の中の一つとして聞いているんですが、県議会の先生方がおられますから、基本方針とは離れてしまっていますが、今度教えていただければと思います。

○**出口会長** ありがとうございます。非常に重たい疑問でした。

ほかにございませんでしょうか。

○**B委員** 御質問いたします。今回、防災関係が新しく都市計画のプランに入ったということです。災害に強い県土づくり等、いろいろな形でできていると思いますが、九州では唯一、熊本県と宮崎県だけが国土強靱化計画をまだ策定していません。都市計画と国土強靱化計画のリンクというのは必要な部分ではないかと思っております。また、今回の9月の補正予算では、宮崎県はつくっていないがために予算がとれなくなるおそれはないのか懸念しているところです。その辺についてどういう見解を持っているのか、まずお伺いいたします。

○**出口会長** 何か関連してありますか。今のB委員の質問でよろしいでしょうか。

いかがでしょうか、事務局のほう、よろしくお願いします。

○**事務局** 国土強靱化計画ですが、現在、県のほうで策定中でございます。この基本方針自体もまだ策定中という段階ですので、情報等はとりながら、反映できるものについては反映していきたいと考えております。

○**B委員** 当然反映していかないと、この計画自体が、予算を伴わないという形が強いものになって、何のためにつくっているのかわからない。お金だけいっぱいかかっていく改定ではないかと思えます。これだけ防災、防災と新しく入れて、この会に危機管理局が参加されていないのはどうかと思えます。危機管理局が国土強靱化計画を策定することになっていると思っておりますので、その辺考えてほしいという点でお答えをお願いします。

それと、市街化調整区域の変更はできないか。内田副知事が言われたように、人口減少の中で新しい都市形成はどうしていくのか。これは政府としても答えが出ていない状況だと。我々の都市は、都市といっても田舎の都市です。昭和43年に都市計画法がつくられて、中心市街地から車で5分ぐらいのところでも市街化調整区域になっている。なぜかといいますと、昭和43年当時の第1次産業型都市の形成が宮崎県はまだ残っていると思えます。そこに産業もなかなか生まれにくい、インフラもできない状況であるからこそ、おくれているような気もしておるわけです。市町村の意見を聞くのではなく、本気で聞きに行くということをすればいいかなと私は思っています。宮崎市や日向市、延岡市でもそういった意見は出てきます。私たちは受けますが、行政が受けていないというのはどういう意味かなと不思議なところなんです、その辺についてもお伺いしたいと思えます。

○**出口会長** では、2点についてよろしくお願いします。

○事務局 1点目の危機管理局との連携の話ですが、先ほど出た話ですが、庁内連絡会議の中には危機管理部門も入っております。また、意見照会等もしておりますので、危機管理のほうの意見の聞き取り及び調整はさせていただいております。

2点目の市街化調整区域の災害や防災のいろいろな面での扱いですが、国や県の基本的な考え方としては、市街地の拡大を抑制する方向で今動いております。委員がおっしゃいましたように、海辺の市町や山合いの市町で置かれている実情はいろいろ違うと認識しております。今後、圏域ごとの区域マスタープランをつくり、その区域マスタープランに反映する形で市町のマスタープランを策定していく作業が出てまいりますけれども、まちづくりの基本的な主体が、運用指針にも書かれておりますが、市町ということ考えたときに、地元である市町が将来のビジョンを明確にマスタープラン等に位置づけることがまず第一なのかなと考えております。その上で、県としてもサポートなり相談は受けたいと考えております。

○B委員 危機管理局の件ですが、危機管理統括監を含めて日向のほうを視察いただきました。脆弱性評価、どの辺に脆弱性があり、どの辺に問題があるのかを洗っていくことはまず基本的に必要だということでありました。いろいろな聞き取りはされているということですが、やはりここに中核的に参加されるべき一つの部署だと思います。県土整備部でこれをやられるなら県土整備部でいいと思いますが、必ずこれはリンクしてきますので、委員の構成も含めて考えたほうがいいのかと思っております。その辺、御検討いただければと思います。

市町の意見と、それぞれ実情が違うという点については、県が、国が言っていることに準じて、こういうものがある、だから、それは入れられませんというところから市町に投げかけると、市町からはそれ以上の意見は出ません。しかし、それは不可能かもしれないけれども、意見はしっかりと吸い上げて、吸い上げた中で間口は大きくとって、そこから行政体で計画して絞りながらやっていくことが本当の進め方じゃないかと思います。やはり間口は大きくしてほしい。これがこうだからと頭から言うと何も意見は出てこないわけです。その辺もやり方を考えてもらえばいいかなと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○出口会長 ありがとうございます。2つ目の意見については、公共施設のストックマネジメント、お金がない中で今からどうやってインフラ等を維持するかということも加味しないといけないと思ひますし、県が定める人口フレームのことも紹介していただくところ

この議論になるかと思えます。概略でいいので、人口フレームのことを紹介していただければわかりやすいのではないかと思います。

○事務局 保留人口フレームと言いますが、新たに居住のための開発をするときの開発できる人口が日向・延岡で100名分しかない。いわゆる100戸分の居住しか開発する枠が今のフレームの中ではないという状況でございます。居住系の新たな開発という意味では、100を超えた時点で開発できなくなるというのが決まりがありまして、簡単に居住系の開発ができない現状でございます。

○出口会長 先ほど言いましたように、このことは、維持管理をどうやってできるかという将来的な予算の問題も含めながら議論していくことになるかと思えます。よろしく願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○C委員 この資料が手元に届きましたのが土曜日でした。これは前から考えていることですが、お役所の方も一生懸命していらしてやっとできたんだろということも察しますが、役所の方が土日にお休みになるときは私たちも休みたいんです。月、火の2日間しかなくて、その間にもほかのことがあると、いつ読むかということ土日潰して読むしかないんです。私なりに一生懸命読んできて、最初のほうは飛ばして説明されたわけです。私には細かいことでわからないことがたくさんありますが、それを聞いているとわかっていらっしゃる方に御迷惑なので申し上げますが、先ほどの説明からすると、もちろん意見は反映させますが、これででき上がるんですね、基本方針が。

○事務局 この後に、きょうの意見を踏まえてパブリックコメントにかけます。

○C委員 意見が出なければ文言もこのまま上がるわけですね。先ほどB委員がおっしゃいましたように、まさにミッシングリンクで、これだけ防災、防災といっぱい出てきて、ニュースで県の防災担当の方のお話を聞いたりしますが、そこは入らない。裏では意見聴取している、参加しているとはいうものの、私どもにはそこが見えていないので、なぜこうなんだろということもありますし、例えば、これから空き家がだんだん出てくる。空き家対策も非常に難しいといろいろな町で言っています。やはり空き家があると治安も悪くなります。そういうときに県はどう対応し、市町村は実際の住居地区としてどう対応するか。撤去するのもなかなか難しい問題があります。お金だけの問題じゃなくて所有者がわからないとか。

細かくはわからないながらも、さらっと文章ができていて、言葉できれいにまとめてあ

ります。交通網のことにしても、ここに鉄道と道路と自動車と書いてありますが、実際に今、1時間に1本もないバス路線のところは生活をしていく中できちんとつながっていくのだろうかという疑問を、生活者として感じます。

それから、「検討すべきと考えます」「誘導すべきであると考えます」と丁寧に書いてありますが、こういう書き方でまとめているのかなと私自身、疑問を感じました。

それから、71ページに「治水と親水性に配慮した河川の整備」とあります。「親水性」というのは、私は洗剤や水のことをしていましたので、化学用語だと思っていたんです。7つか8つかの辞書を調べましたが、こういう使い方での意味はとれませんでした。確かに人が水と親しみやすいようにという意味はこの文章を読めばわからなくはありませんが、この「親水性」という言葉をこの場で使っていいのかどうか。検討が十分なされて基本方針案ができているのだろうかというところが幾つかありましたので、お忙しいところ時間をとって申しわけありませんが、検討をお願いしたいと思います。

○事務局 資料の配付がおくれたことをおわび申し上げます。できるだけ早くこの冊子をお送りしたかったんですが、事務局のほうもなかなか間に合わずに、発送するのがおくれたってしまったことをおわびします。

また、「親水性」については、県の河川課とも話をしながら、治水と親水性のところは見えていただいておりますが、委員が言われましたように、語句については再度確認したいと思います。ありがとうございます。

○C委員 皆さん、時間をかけて資料を読んできていらっしゃると思いますので、いろいろなところが検討できるような会の運営をお願いしたいと思います。

○事務局 わかりました。ありがとうございます。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

では、私のほうから2つ、意見だけ述べさせていただきたいと思います。

全体的に内容についてはよく練られているのではないかと思います。先ほどC委員からありましたが、言葉について、せっかくならしっかり使っていただければと思います。

41ページに、3つの視点という概念的にまとめたものがあります。「地域がもっている資源」という長ったらしいものではなくて、宮崎県自体も「地域資源」の定義を既にやられていると思うので、「地域資源を活かした」ということでいいのではないかと思います。

それよりも少し重いかなというのが、53ページに、コンパクト何とかという片仮名がわかりにくいというので、「まとまり」という言葉を使っています。「人のまとまり」をつ

くるというときに、都市計画の視点から言ったときの意図する人のまとまりというのと、一般的に人のまとまりといったら、心が統一されてグループの人の考え方が統一されているという意味と人がある地区あるいはエリアに集まっているという、2面的な意味があるのではないかと思いますので、都市計画のほうの言葉としてはちょっとうまくいかないのかなと。

具体的には、64ページ、1) 中心市街地（大規模な人のまとまり）の活性化・再生とあります。中心市街地は、人のまとまりだけではなくて都市機能の集約されたエリアだと思いますので、「まとまり」という言葉を使ってしまうと、本来持っている都市計画上でやらないといけないものがぼやけてしまわないかなというのがちょっと心配です。

これはここで議論する時間もないと思いますので、後で事務局のほうでもう一遍検討していただければいいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

**○D委員** 60ページのイメージ図で、災害が起こって緊急性があるのは、「安全なまとまりをつくる」ということだと思います。「将来的には安全な地域への誘導」ということが言葉としてありますが、議案書の4ページに、「新たに追加する市街化区域は、港湾施設としての工業系の土地利用を行うものであるため、人口フレームの割り付けはない」ということで下のほうに米印があります。人口をもとに指定したわけではなくて、土地利用を行うためにしたという見方で今回なされているので、先ほど説明の中で、市街化区域に市街化調整区域を移行するのは人口が減少する中で難しいというふうに一言でおっしゃいました。それはインフラの資金的なものとかでわかりますが、市街化調整区域に住んでいる人たちも減少しているわけです。それは外に出ていかざるを得ないような地域の指定がなされている。新しいものがつくれないとか、規制が昔のままというその辺も絡んでいるような気がするので、安全な地域への誘導ということを軸にリンクしていかないと、断片的にここだけ、ここだけということになってしまうような気もしました。

**○事務局** ありがとうございます。区域マスタープランを来年度つくっていきますが、そういうところにも今回の案をもう少し詳しく記述していく形になっていきますので、D委員からの御意見も参考にさせていただきたいと思います。

**○出口会長** ほかにございませんでしょうか。

**○E委員** 本日はおくれて来まして大変申しわけありませんでした。

先ほどD委員の言われたことと関連するんですが、私が気になりますのは、68ページの



公共公益施設の適正立地についてという部分です。以前のものに比べると、これはどういうふうに理解していいのかわかりにくいのですが、改めて御説明いただいた上で考え方を教えていただきたいと思います。

○事務局 こちらの文章につきましては、お手元のドッチファイルの中にまちづくり基本方針というのがとじ込んであると思います。こちらの54ページの表現から持ってきているところです。

○E委員 追加して私のほうからもう一回いいですか。D委員からも出ましたが、安全なまとまりをつくるというときの公共公益施設の適正立地というのは、これは有効な役割を果たすわけです。私はそう考えています。だからこそ、平成20年につくられた宮崎県まちづくり基本方針からどのように変えて、どのように今回の表現の中で理解していいのか、そこをコンパクトに説明していただきたいと思いますということを言っているんです。

○事務局 この後の区域マスタープランに関連する質問になるかもしれませんが、そのときに再度お答えをさせていただきたいと思います。

○出口会長 では、時間も来ていますので、次に進めさせていただきたいと思います。

都市計画区域マスタープランの改定についての説明を事務局のほう、よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、都市計画区域マスタープランの改定について御説明いたします。

前方のスクリーンをごらんください。都市計画区域マスタープラン、以下、区域マスと省略して説明させていただきます。これは、都市計画法第6条の2に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針であります。おおむね20年後の都市の将来像を展望して定める今後10年間の都市計画の基本的な方針として、広域的な位置づけを踏まえた上で、どのような方針でどのような都市をつくらうとしているのかということを示すものであります。

改定内容の説明に先立ちまして、現行の区域マスの記載事項を説明させていただきます。第1章には基本的事項、第2章には都市計画の目標、第3章には区域区分の決定の有無及び定める際の方針、第4章には主要な都市計画の決定方針を定めております。これら都市計画法に定める内容をそれぞれ位置づけているものでありまして、改定に当たっては国の同意が必要となりますので、国と協議しながら作成を進めることとなります。

これより、改定の内容について御説明いたします。

今回の主な改定内容は、大きく2点ありまして、1点目は、前回御報告いたしました内

容ですが、6つの圏域ごとに区域マスを作成するということでもあります。区域マスの4つの課題を解決するために、18ある区域マスを6つの圏域にまとめて作成するものであります。2点目は、基本方針を踏まえた内容の見直しであります。基本方針改定の主な2つの課題への対応などを踏まえた見直しであります。

まず、主な改定内容の1点目、「圏域ごとに区域マスを作成」について御説明いたします。この内容は、前回の審議会に報告し、御了承いただいておりますが、今回かわられた委員もいらっしゃいますので、4つの課題から順に、簡単に説明させていただきます。

4つの課題の1つ目は、「旧基本方針の「圏域別の基本方針」は、区域マスへの移行が必要」であります。改定前の基本方針の5－2章には圏域ごとの区域方針が定められており、これに基づいて区域マスは都市計画決定の方針を定めておりますが、基本方針よりも区域マスの見直しスパンが短いため、区域マスの見直しにより両者が整合しない状況が発生することがあります。このため、圏域別の基本方針は区域マスに移行することが必要と考えております。

次に、課題の2つ目は、「区域と市の範囲の逆転現象の解消が必要」であります。この課題についてはこちらのスライドで御説明します。市町村合併により1つの市の中に2つの都市計画がある市が、宮崎市、都城市、日南市と3市あります。これらの市においても区域マスは都市計画区域ごとに作成しておりますが、例えば宮崎市においては、1つの市の中に宮崎広域都市計画区域と田野都市計画区域があるなど、区域と市の範囲の逆転現象が生じております。このため、今後、区域マスにおいては、都市計画区域と市の範囲の逆転現象を解消することが必要となります。

続きまして、3つ目の課題は、「県と市町の役割分担の明確化が必要」、4つ目の課題は、「広域的な視点を踏まえて検討することが必要」であります。

以上、4つの課題の解決のために、基本方針に位置づけず、6つの圏域を単位として区域マスを作成するものであります。

主な改定内容の2点目といたしましては、「基本方針を踏まえた内容の見直し」であります。今回の基本方針の改定におきましては、人口減少や高齢化への対応、地震・津波など大規模災害への対応の2点が主な改定内容となっております。この2つの課題への対応を区域マスに反映することを予定しております。また、現行の区域マスに示された土地利用や都市施設などに関する主要な都市計画決定の方針を、基本方針の改定内容に合わせて見直すことを考えております。

なお、具体的な方針につきましては、広域的・根幹的な観点を重視して見直すことを考えております。

最後に、以上を踏まえまして各章の改定内容であります。朱書きの部分が変更・追加する部分となります。構成は、従来の区域マスを踏まえつつ、基本方針の改定内容に合わせて必要な事項を盛り込むこととしております。第1章で県全体の方向性や将来都市構造を示した上で、第2章では圏域に落とし込み、その方向性や将来都市構造を位置づけることと考えております。なお、第1章の第2節では、圏域の位置づけを明確にするために、基本方針等に定める6つの圏域設定についてその考え方を補足追加して説明することとしております。第3章につきましては、従来と同様に、線引きの選択や市街化区域の規模を位置づけることとしております。第4章は、項目ごとの具体的な方針を定める部分ですが、基本方針の改定のポイントとなっております人口減少や高齢化への対応をこれらに追加するとともに、地震・津波など大規模災害への対応として、防災都市づくりに関する主要な都市計画決定の方針を追加することを予定しております。また、県と市町の役割分担など、都市計画の推進に関する方針も追加することを予定しております。なお、全般的に基本方針の改定内容に合わせて記載内容を見直すこととしております。

以上です。

○**出口会長** ありがとうございます。区域マスタープランの改定についての説明をいただきましたが、さきの基本方針とも関連する内容ですから、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○**事務局** 事務局からよろしいでしょうか。先ほどE委員から御質問のありました件について答えさせていただきたいと思っております。

資料5の68ページ、2つ目の四角のポツ、公共公益施設の適正立地に関するところのコメントですが、まちづくり基本方針に書いてある内容がそのままここに踏襲される形で、大規模小売店舗の適正立地に関するコメントのところから来ている文章でございます。こちらの文章の中身を見ますと、基本的に、大規模な店舗については、調整区域等においては抑制していくということを明記しております。ただし、調整区域内に住まわれている方が必要とされる福祉施設や公益施設、医療及び文化施設等については、適切な運用を図っていくという書き方になっております。安全なまとまりという中での関連性ですが、こういう施設の位置づけが、地域の中で安全なまとまりの形成に必要な公益施設であるということであれば、許可の対象になり得るのかなと考えているところで、こちらについてはま

ちづくり三法改正以降の流れをそのまま踏襲していると考えております。

**OE委員** 先ほど提起いただいた「人のまとまり」という言い方の中の「まとまり」というのは、何によってまとまっていくか。そこで暮らせる状況にあるのかどうかということが非常に大切だと思います。市街化調整区域というのは常々問題になるわけですが、それが緩やかになったと理解していいのか、それとも厳しくなったと理解していいのか。平成20年の書きぶりと比較して今度の書きぶりが私には曖昧に見えるんです。

私が重要視しているのは福祉施設のことなんです。医療機関というのは、そういう地域の状況からすると大規模なものをつくれないんです。そうすると大きいところに固まってしまうわけです。ただ、福祉施設に関して言えば、雇用の場所でもあるわけで、そういうことをしっかりと考えておかないと、例えば中心地ばかりにそれがつくられていくことはおかしいと思うので、バランスよくつくられていくこと、安全であること、まとまりがあること、周辺の住民の皆さんから喜んで来ていただけるような地域としての社会福祉施設になれるようにすること。障がい者施設で言えばついこの住みかも含めてのそういうものができ上がっていく可能性があるわけです。ですから、そういうことについても、地域の住民の方が受け入れやすい状況の中で土地利用が十分にできていくような方向性を見つけていかなければいけないのではないかとというのが考えなんです。

私は宮崎市出身なので宮崎で言いますと、今つくろうとすると、排水がきちんとしていなかったりでなかなかできるような状況にないのは残念なことです。そういう意味での社会インフラをきちんとするということも含めて、中心に中心にというよりも、それが少し広がった形でそういうのが安心・安全にでき上がっていくことが重要ではないかと思えます。市街化調整区域の活用の仕方をどうしていくのかというのは、一つのポイントになると思いますので、十分な議論が必要なのではないかと思います。

**○出口会長** ありがとうございます。非常に重要な、運用でも難しいところだと思いますので、議論をよろしくお願いします。

**OB委員** E委員からは福祉施設ということでございましたが、関連で、例えば国体が平成38年にありますね。陸上競技場を移転する場合、市街化調整区域として認められるものなのか、その辺をお伺いしたい。

もう一つは、6つの圏域に分けるということでもあります。宮崎県も一極集中になっていますが、都城もしくは延岡、その圏域のダム機能が10年後、20年後も果たせるという基本的な考え方を持たれて作成されたのか。その2つについて御質問いたします。

○**出口会長** 剛速球が投げられたので困っていると思いますけれども。

○**事務局** 都市公園という位置づけになれば都市施設という扱いになりますので、そういう意味では市街化調整区域であっても都市施設という位置づけでの開発はできるのかなと思います。

延岡、都城のお話だったかと思いますが、今の方針の中では、宮崎を入れて3つの広域都市圏という位置づけをしております、この3つの都市圏を中心に宮崎県としては推移していくのかなということで考えております。

○**B委員** まず、都市公園ということで認められるのではないかとありますが、都市公園は国の許可も要すると思います。これはここまでにしておきます。認められるということで理解をいたします。

ダム機能についてですが、これはつくってしまったら、10年後、20年後、変えられないんです。人口フレーム、例外もあり得るということでもあります。その地区によって基本的に違うんです。日南市、日向市、延岡市とありますが、状況が違います。人口は伸びてはいかないがしっかりとめられていくところとか、いろいろな形があるので、その辺の枠にとらわれないで。これは県がつくるわけで国がつくるわけじゃないですね。私たちも、この人口減少時代でも、高速道路をお願いします、九州中央道をお願いしますと陳情に行くわけです。知事は、東九州新幹線の調査費をつけております。これでいくとそういうものは全部否定されます。宮崎県、また田舎と言われる我々の地域がしっかりとその辺の考えを持って発信していくこと、これも都市計画をつくる上で意味があるのではないかと考えていますので、よろしく願いいたします。

○**A委員** ディテールに入ると今みたいな話になってくるんですが、基本的にうまくいくように国はつくっているんです。コンパクト・アンド・ネットワークなんです。人口は大小あって、その間は道路も含めたネットワークできちんとつなげていくというのが国全体の基本方針で、コンパクト・アンド・ネットワークと言っているからわかりづらいのかもしれない。この基本方針が、この表現の中で、統合するとかネットワークの話もちゃんと書いてあるんだけど、そこを明確にしておかないと、今言われたように、東九州のいろいろなネットワーク、物流ネットワークを強化していこうというときに根拠がなくなってしまう。国はそういうふうなイメージを持っているから別に問題はないんですが、コンパクトとネットワークで、各区域があっても区域のところはきちんと残していくという、ちょっと妥協的な部分はあるんですが、公共施設の維持管理は、とにかくお金がかかり過

ざるから何とかお金がかからないようにしていくというその3つ、お金がかからないような公共施設の維持ができるようにコンパクトにできるだけ集約していくことと、ネットワークをきちんと整備しますという、ここのところは国の方針として——みんな納得するのはそこしかないと思うから——あるので、そこのところを明確にどこかにうたっていないと、今みたいに、市街化調整区域には物をつくらないという話で受け取られてしまうと何となく議論が発散してしまうと思うんです。そこはこの中にはちゃんと書いてあるんですが、読みようによってはそうなる可能性があるわけで、今の議論は非常に重要だと思います。地域資源を活かしながらということもあるわけですから、イメージを言葉にしたときにその辺がちぐはぐなところがあるような気がするんです。地域は地域として残す、公共施設は維持管理ができる範囲のものにして、下水道とかあんなものはやり過ぎるとできなくなるので、その地域に応じた経済規模を含めたメーンになるようなもの、物流が確保できるようなネットワークで結んでいく。国が意図しているものを「まとまり」という言葉にされているからよけいおかしくなっているところもあるように今、議論を聞いていて思いました。出口先生が言われたように、言葉というのは結構インパクトがあるので受け取りようによって違ってくる。この中に全部盛り込まれてはいるんですが、市街化調整区域は今後物はできるだけつくっていきませんみたいなニュアンスに受け取られる部分もあるので、できるだけ市街化調整区域の中でもコンパクトにしていけますとか、そんなイメージももうちょっと出されたほうがいいと思います。絵には描いてあるんですよ。大きい丸があって小さい丸があって、3段階ぐらいあって、その間にあるんですが、そこを文章にしたときに……。

○事務局 ありがとうございます。参考にさせていただいて、もう少し練っていきたいと思います。

○出口会長 ほかにございませんでしょうか。

私のほうから。今出ていますスライド8の第3章の区域区分のところの決定の有無及び定める際の方針は、従来と同じ内容ということです。それから、スライド6の左の図ですが、宮崎市の場合は市域の中に2つの都市計画区域がある。宮崎広域都市計画区域は市街化調整区域の線引きを持っていて、田野都市計画区域は線引きをしていない。この2つの現状と、スライド8の3章の従来と同じ内容というのは、具体的には、区域マスタープランの中で線引きの選択の有無について今回は検討しないのか、それとも、それも含めて区域を見直すのか、そこだけ確認させてください。どちらか判断していればいいんですが、

どちらなのかなという疑問です。

○事務局 3章の区域区分の有無というところだと思いますが、こちらについては、区域マスタープランを定めるときに必ず記載することになっておりまして、今回、つくり上げる過程において検討することになります。

○出口会長 確認だけです。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

区域マスタープランのほうは、今から深い検討が進むということですのでよろしいかと思いますが、都市計画審議会のほうにも報告あるいは意見聴取があると思います。

では、時間もそろそろ来ていますので、もし御意見がないようでありましたら、審議会を閉じさせていただいて、本日、審議会にいただきました議案1・2については、本日付で知事のほうに答申したいと思います。

今後の方向については、この議論を事務局のほうで生かしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、事務局にお返しします。どうもありがとうございました。

○事務局 出口会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第134回宮崎県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は、長時間に及ぶ御審議、まことにありがとうございました。

午後3時38分閉会